
大空町強靱化計画

【国土強靱化地域計画】



2020年10月

北海道 大空町

目次

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨 2
- 2 計画の位置付け 2
- 3 地域防災計画と国土強靱化地域計画 3
- 4 計画期間 3

第2章 大空町強靱化計画の基本的考え方

- 1 大空町の概況と災害の記録 4
- 2 大空町強靱化計画の基本目標 7

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 9
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 10
- 3 評価手順 11
- 4 評価結果 11

第4章 強靱化のための施策プログラムの策定等

- 1 施策プログラムの考え方 13
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定 13
- 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定） 13
- 【大空町強靱化のための施策プログラム一覧】 14

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等 32
- 2 計画の進行方法 32

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国では、2011年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という）を公布・施行するとともに、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、強靱な国づくりを進めています。

また、北海道では、平成27年3月に基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を策定し、北海道の強靱化に取り組んでいます。

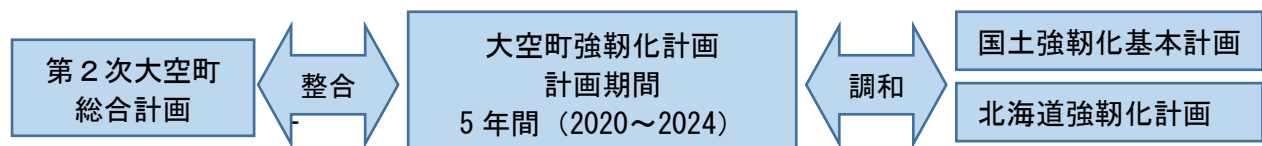
大空町では、これまでも災害時の対応事項等を取りまとめた「大空町防災マップ」の配布など、地域防災対策を進めてきましたが、少子高齢化の進行と人口減少による地域防災力の低下や、社会資本の更新時期の集中による今後の投資余力の低下など、地域を取り巻く課題がある中で、これまでの災害の経験を活かしながら、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災・減災に取り組んでいく必要があります。

以上のことから、本町における自然災害の脆弱さを見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から町民と財産を守ることはもとより、本町の持続的な成長と地方創生の推進を図り、災害に負けない強さとしなやかさを兼ね備えた地域を確立していくため、「大空町強靱化計画」を策定するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、国の「国土強靱化基本計画」、北海道の国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「第2次大空町総合計画」における具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けます。



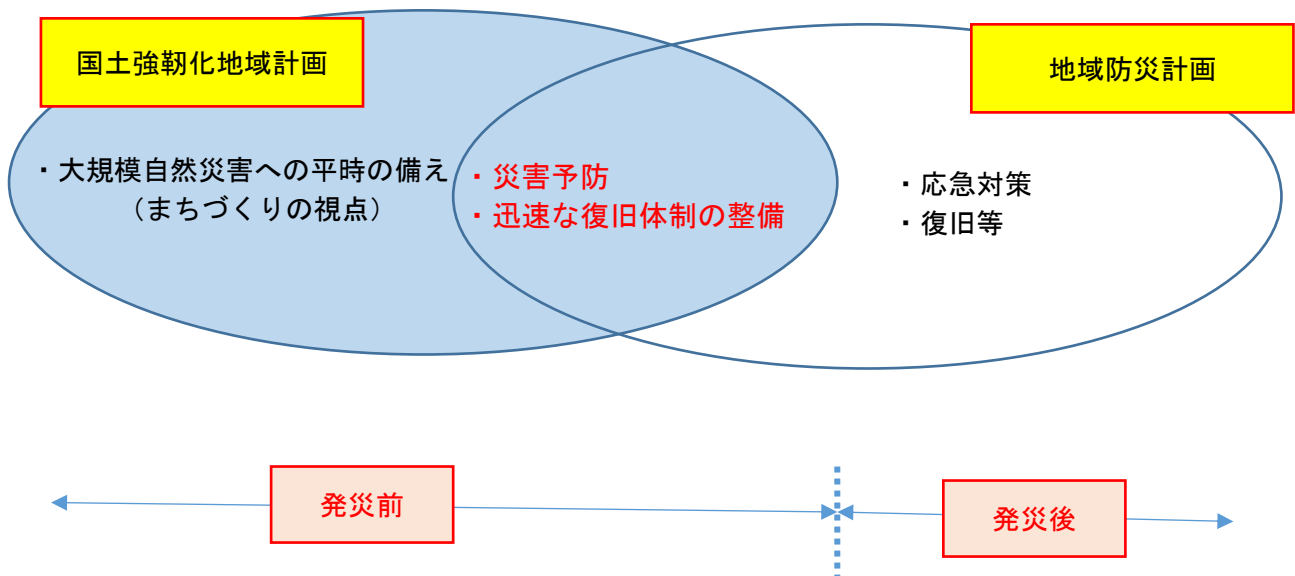
3 地域防災計画と国土強靱化地域計画

当町における災害の取組みについて定めた計画としては、既に「大空町地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4 計画期間

国や北海道における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は、「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」を踏まえ、5年間とします。

(2020年度から2024年度まで)

第2章 大空町強靱化計画の基本的考え方

1 大空町の概況と災害の記録

(1) 位置及び面積

大空町は、北海道の北東部に位置し、東は小清水町、西は北見市、南は美幌町、北は網走市と接し、網走国定公園と阿寒国立公園に囲まれ、緯度は、東経 144 度 23 分から 144 度 02 分、北緯 43 度 42 分から 43 度 58 分の範囲に位置し、行政面積は 343.66k m²となっています。

(2) 地勢

北西に位置する網走湖には、阿寒岳を源とし流程 115 kmの網走川、藻琴山に発する女満別川、またサラカオーマキキン川、トマップ川が流入し、網走川流域は帯状の平野となっています。東藻琴地区を貫く流程 24 kmの藻琴川は、藻琴山を水源とし、シンプイ藻琴川、東洋川、チグサ藻琴川とあわせて東藻琴の丘陵地帯を流れ、網走市の藻琴湖にそそいでいます。また、東藻琴地区の東部を流れる丸万川は、湊沸湖にそそいでいます。

町をめぐる主な山系は東西に千島火山脈が、西部には北見山脈系の山々が連なり、千島火山系に属する藻琴山はその裾を網走湖に向かって北北西に漸次低走の波状形を呈し、藻琴山の海拔 1,000mから網走湖女満別湖畔の 0mまで、なだらかな丘陵地を形成しています。

東藻琴地区と接する弟子屈町川湯には、北海道内 20 活火山(北方四島の 11 火山を除く)のひとつであり、千島火山群を成すアトサヌプリ(通称 川湯硫黄山)があります。

山頂部の溶岩ドームは、数百年前の噴火で形成されたと推測され、現在も活発な隆起活動が続いています。

(3) 気象

町の気象は、年平均気温については女満別地域気象観測所の平年値で 6.3℃、年降水量については東藻琴地域雨量観測所の平年値で 756.8 mmであります。

春先から夏にかけてオホーツク高気圧が停滞すると、連日冷たい北寄りの風が吹き、気温の低い日が続くため、冷害に見舞われることがあります。しかし、太平洋高気圧が北海道を覆うようになると一気に盛夏となり、連日最高気温が 30℃を越すことも珍しくありません。また、春先から初夏にかけて「フェーン現象」が発生すると空気が乾燥し、山火事や一般火災の起きやすい気象状態となります。

初霜は一般的に 9 月下旬、晩霜は 5 月中旬ですが、6 月上旬に降霜をみることもあります。

降雪は、11 月中旬に始まり、12 月中旬には根雪となり、融雪は 4 月中旬までと遅いですが、一般に降雪量は少ないものです。

冬期の気象は比較的晴れの日が多く、放射冷却のため最低気温が -20°C 以下になることがあります。

(4) 災害の記録

当町における災害記録は、次のとおりであります。

災害記録（女満別地区）

年 月	災害の種類	災害の概要
昭和 31 年 5 月	火災	山林 20ha
昭和 35 年	水害	床上浸水 6 戸、冠水 20ha
昭和 37 年 6 月	降灰	十勝岳爆発により降灰
昭和 39 年 5 月	火災	工場 439 m ²
昭和 49 年 8 月	航空機	セスナ機墜落、負傷者 2 人、機体破損
昭和 50 年 5 月	水害	床上浸水 9 棟、床下浸水 9 棟、54 人
昭和 52 年 8 月	航空機	YS11 型機胴体着陸、機体一部破損
平成 4 年 9 月	水害	床上浸水 2 棟、床下浸水 4 棟
平成 10 年 8 月	水害	床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟
平成 13 年 9 月	大雨	大雨により網走湖水位上昇
平成 16 年 1 月	大雪	発達した低気圧による大雪 排雪のため自衛隊派遣要請
平成 16 年 9 月	強風	台風 18 号による暴風により建物、倒木被害
平成 18 年 10 月	大雨	大雨により網走川、網走湖増水
平成 25 年 3 月	暴風雪	発達した低気圧による暴風雪 国道 39 号（本郷～湖南）に約 300 台の車両が立ち往生
平成 27 年 10 月	大雨	台風 23 号から変わった低気圧による大雨により被害(8 日雨量 183 mm)、床下浸水 3 件

平成 27 年 10 月	大雨	女満別川湖南地区で堤防決壊 サラカオーマキキン川住吉地区で堤防決壊
平成 28 年 8 月	大雨	台風 7 号・11 号による大雨により被害 (14 日から 21 日までの雨量 280.5 mm)

災害記録（東藻琴地区）

年 月	災害の種類	災害の概要
昭和 2 年 5 月	火災	福富地区で民家 4 戸、300ha を焼失
昭和 5 年 5 月	火災 低温	藻琴山山麓地帯で大火事、民家 6 戸類焼 大凶作
昭和 11 年 6 月	火災	市街中央部の豚小屋から出火、風速 15m/s の風にあおられ 27 戸を焼失
昭和 19 年 5 月	火災	福富地区で山火事 300ha 焼失、消防隊員 1 名死亡
昭和 37 年 3 月	火災	末広小学校から出火、校舎 1 棟全焼
昭和 37 年 6 月	降灰	十勝岳爆発により降灰
昭和 39 年 4 月	風害	強風により家屋被害
昭和 39 年 9 月	低温	冷害対策を実施
昭和 41 年 9 月	低温	冷害対策本部を設置
昭和 42 年 9 月	火災	東洋地区国有林で山火事
昭和 42 年 11 月	地震	震度 4、震源地弟子屈方面
昭和 44 年 7 月	降雹	954ha に被害、対策会議を設置
平成 4 年 9 月	大雨	台風 17 号による大雨、床下浸水 4 戸
平成 10 年 8 月	大雨	大雨により、河川 5 か所の氾濫、藻琴山地域雨量観測所で 135 mm (27 日～29 日) の雨量
平成 10 年 9 月	大雨	台風 5 号による大雨、藻琴山地域雨量観測所で 144 mm (16 日) の雨量
平成 13 年 9 月	大雨	発達した低気圧による大雨被害、藻琴山地域雨量観測所で 234 mm (9 日～13 日) の雨量

平成 16 年 1 月	大雪	発達した低気圧による大雪
平成 16 年 9 月	強風	台風 18 号による暴風により、建物、倒木被害
平成 18 年 10 月	大雨	大雨により被害、藻琴山地域雨量観測所で 279 mm（7 日～9 日）の雨量
平成 27 年 10 月	大雨	台風 23 号から変わった低気圧による大雨により被害（8 日雨量 169.5 mm）
平成 28 年 8 月	大雨	台風 7 号・11 号による大雨により被害 （14 日から 21 日までの雨量 248 mm）

※雨量は女満別航空気象観測所及び東藻琴地域雨量観測所のデータを参照

2 大空町強靱化計画の基本目標

本町においても、北海道防災会議が平成 30 年 2 月に公表した地震被害想定調査結果により、標津断層帯を震源とする最大で震度 5 弱の地震が発生する恐れがあることや、過去の災害記録により水害や雪害などの自然災害リスクが存在することが明らかになっています。

本町における強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命、財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加え、多様な交通機関を活かしたバックアップ機能の強化により、国及び北海道の強靱化に積極的に貢献して行くことにあります。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど、幅広い分野における機能強化を平時の段階から図ろうとする取組みであり、人口減少対策や地域経済の活性化など、直面する政策課題にも有効に作用し、かつ、持続可能な行財政基盤の確立に寄与するものでなければなりません。

本町の強靱化を進めるにあたっては、「国土強靱化基本計画」に掲げる“人命の保護が最大限図られること”、“国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること”、“国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化”、“迅速な復旧復興”という 4 つの基本目標と、「北海道強靱化計画」における“大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る”、“北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する”、“北海道の持続的成長を促進する”という 3 つの基本目標を踏まえ、次の 3 つを「大空町強靱化計画」における基本目標と定め、「第 2 次大空町総合計画」の実現に向け、関連施策を推進するものとします。

【大空町強靱化計画の基本目標】

- ①大規模自然災害から町民の生命、財産及び社会経済システムを守る
- ②大空町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- ③大空町の持続的成長を促進する



第2次大空町総合計画の実現

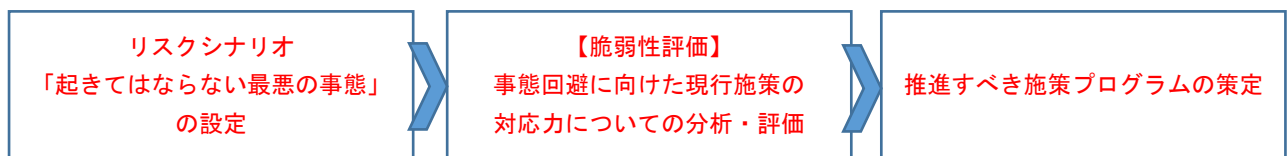
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画においても脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画における地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法などを参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取組み状況や課題を整理した上で、分析・評価を行い地域の弱点を洗い出す「脆弱性評価」を実施します。

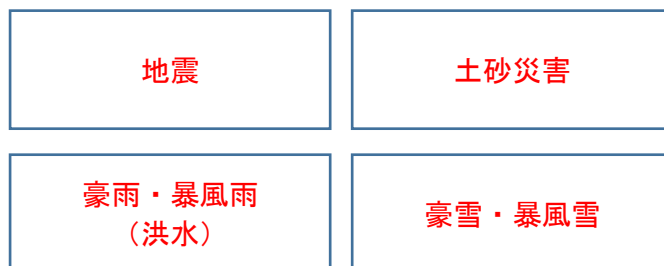
【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク（自然災害）】

「北海道強靱化計画」においては、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しており、これを参考として、過去に当町で発生した自然災害を、今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定します。

（想定するリスク）



2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

「北海道強靱化計画」におけるリスクシナリオを基本として、直接、海に面していない当町の地域特性を踏まえ、地震による津波被害を除外し、7つのカテゴリーと18のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	暴風雪及び交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	積雪寒冷地を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1	エネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の停滞
		4-3	上下水道等の長期にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	中枢機能の麻痺による企業活動の停滞
6	二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

(1)「人命の保護」に関する事項

・道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取り組みを計画的に行う必要がある。

・各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携し、対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。

・災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。

・住民だけでなく、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。

(2)「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

・被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取り組みが必要である。

・災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについて引き続き地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。

(3)「行政機能の確保」に関する事項

・大規模災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における

業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。

- ・町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の対応・受援体制の整備を図る必要がある。

(4)「ライフラインの確保」に関する事項

- ・食料やエネルギーの安定供給に関しては、本町のみならず国及び北海道全体の強靱化に貢献するため、供給力の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取り組みが必要である。

- ・町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。

- ・交通ネットワークの整備は、本町の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものであり、広域分散型の北海道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い地域間交通ネットワークの強化とともに、分散型の国土形成の基軸となる高規格幹線道路など高速交通ネットワークの一層の充実を図る必要がある。

(5)「経済活動の機能維持」に関する事項

- ・災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。

(6)「二次災害の抑制」に関する事項

- ・二次災害の抑制のため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進し、国土保全機能を維持する必要がある。

(7)「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ・災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。

- ・復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取り組みを推進する必要がある。

第4章 強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラムの考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「大空町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練、防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

第2次大空町総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、大空町総合計画に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

【大空町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した 18 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載。
- ・当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の 4 区分）を各施策の末尾に〔 〕書きで記載。
- ・施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

重点

脆弱性評価

- 住宅・建築物等の耐震化については、「大空町耐震改修促進計画」の目標を達成するため、国の支援制度等を活用して耐震化を進める必要がある。
- 学校施設の耐震化は 100%となっているが、一部の集会施設等、耐震化の完了していない施設もあり、計画的に耐震化を進める必要がある。

○「耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。〔国、道、町、民間〕

○多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者による耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

重点

脆弱性評価

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が数多見込まれることから、「公共施設等総合管理計画」等に沿った維持管理・更新等を適切に行う必要がある。
- 適切に管理されないまま放置されている空家等があり、倒壊の危険性や周辺環境へ悪影響を及ぼしていることから、対策が必要となっている。

○公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「インフラ長寿命化計画」等に沿って計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、町〕

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

脆弱性評価

○現在設定している避難場所等について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の確保や住民周知を図る必要がある。

○高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、住民周知や支援体制の充実を図る必要がある。

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の適切な指定と見直しを促進する。[道、町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所への移動手段や受け入れ体制の充実を促進する。[道、町、民間]

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

重点

脆弱性評価

○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。
[国、道、町]

【指 標】

指標名	現状値 (H28)	目標値 (R3)
住宅の耐震化率	72.8%	95.0%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	94.9%	100%
公立小中学校の耐震化率	100%	100%
指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定状況	52箇所	現状維持
福祉避難所の指定状況	2箇所	現状維持

※関連計画：大空町耐震改修促進計画

- 大空町教育施設長寿命化計画
- 大空町公共施設総合管理計画
- 大空町地域防災計画
- 大空町橋梁長寿命化修繕計画

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【1-2-1】警戒避難体制の整備

脆弱性評価

○土砂災害が発生する恐れがあると認められる区域については、北海道など関係機関と連携し、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」の指定を進め、住民周知を図る必要がある。

○土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所について、関係機関と連携を図り情報共有、警戒体制の整備を推進する。[国、道、町]

○土砂災害警戒区域の住民に対する土砂災害ハザードマップによる周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制を整備する。

※関連計画：大空町地域防災計画

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

脆弱性評価

○洪水ハザードマップの町民への周知を図り、円滑かつ迅速な避難行動が行える体制の構築が必要である。

○内水氾濫の危険性のある地域が存在することから、内水ハザードマップの作成を進める必要がある。

○国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜ハザードマップの情報を更新するとともに、町民への周知の徹底やハザードマップに基づく防災訓練等を実施する。

【1-3-2】河川改修等の治水対策

脆弱性評価

○国、道、市町村では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な対策を進める必要がある。

○河川改修などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]

○河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管

理を適切に実施する。[国、道、町]

○河川への土砂流入対策のため、各施設に設けられた沈砂池等の適切な維持管理を実施する。[町、民間]

※関連計画：大空町水防計画

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

脆弱性評価

○道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備が必要である

○暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]

【1-4-2】除排雪体制の確保

重点

脆弱性評価

○各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

○各道路管理者間の連絡体制の構築により、情報共有や相互連携の強化を図るとともに、除排雪機械の計画的な更新を行い、効率的で確実な除排雪体制の構築を図る。[国、道、町]

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【1-5-1】冬期も含めた帰宅困難者対策

脆弱性評価

○災害時の公共交通機関の運行停止や道路等の通行止めによる帰宅等移動困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時避難所の確保とその周知・啓発など冬期を含めた帰宅等困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

○災害時における帰宅等移動困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化し、避難者の支援の取組を推進する。[国、道、町、民間]

【1-5-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

脆弱性評価

○積雪や低温など北海道の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

○避難所等における冬季防寒対策として、毛布・発電機・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄を推進する。[国、道、町]

※関連計画：大空町地域防災計画

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-6-1】関係機関の情報共有化

脆弱性評価

○現在、北海道においては「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対策連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報の共有化が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。

○迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、市町村及び関係機関間で防災情報を共有しているが、老朽施設の更新や未整備箇所の整備など同システムの機能強化を図る必要がある。

○防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

○北海道地域防災計画の見直しにより、大規模災害時においては、防災関係機関が道の災害対策本部に招集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

○災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報共有を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]

○災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関が

リアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層効果的な運用を図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。[国、道、町]

○災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や衛星携帯電話の整備を推進する。[道、町]

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

脆弱性評価

- 避難指示等の発令基準の住民周知を図る必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 防災行政無線やメール配信などによる住民等への災害情報の伝達だけではなく、「Ｌアラート（公共情報 commons）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線 LAN 等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる多数の外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行う必要がある。

○災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難指示等の発令基準について住民周知を図る。[道、町]

○防災行政無線やメール配信による住民等への災害情報の伝達のほか、コミュニティ FM を活用した災害情報の発信、公衆無線 LAN 機能を有する防災情報ステーションの整備、Ｌアラート（公共情報 commons）を活用したマスメディアへの情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制強化を推進する。

[国、道、町、民間]

○外国人を含む観光客に対する公衆無線 LAN 機能を有する防災情報ステーションの整備や災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]

○災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を推進する。[国、道、町、民間]

○要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、より実効性の高い計画へ改善を行う。[国、道、町]

【1-6-3】地域防災活動、防災教育の推進

脆弱性評価

○自主防災組織の組織率向上に向け、現在北海道が取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用し、地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

○防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への参加促進などにより、構成員のノウハウ等を生かした連携・協働の促進を図る必要がある。

○学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育を通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組みを進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組みを行う必要がある。

○地域の自主防災組織の設立や地域における防災の専門家、防災リーダーの育成などへの支援により、地域における自主的な防災活動を推進する。[道、町、民間]

○防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携・協働の推進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多様な主体の参画を推進する。[道、町、民間]

○教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

※関連計画：大空町地域防災計画

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

脆弱性評価

○地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。

○物資供給をはじめ、医療、救助、救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。

[国、道、町、民間]

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進

脆弱性評価

○地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、必要な備蓄を行うとともに、広域での応援体制に対応する必要がある。
○家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
○財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。

○非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進するとともに、調達体制の強化を図る。[道、町、民間]

○各家庭における「自助」の取組みである3日間分の食糧、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄に関する町民への意識啓発を推進する。[町、民間]

2-2 消防、警察、自衛隊等による救助・救急活動の停滞

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

重点

脆弱性評価

○道内の防災関係機関で構成する「北海道防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

○緊急消防援助訓練や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

○道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

脆弱性評価

○大規模自然災害における自衛隊が果たしうる役割を踏まえ、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

○災害において、救助・救援活動の中心としての役割が期待される自衛隊について、北海道内の配備体制の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組みを推進する。

[国、道、町]

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

脆弱性評価

○消防の災害対応能力の維持・強化のため、災害用資機材の計画的な整備と更新を行う必要がある。

○防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新や警察無線中継所リンク回線の高度化など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

※関連計画：大空町地域防災計画

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

脆弱性評価

○災害の規模等に応じた適切な医療救援活動を実施するため、医師会や歯科医師団に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては道に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する必要がある。

○災害時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会・歯科医師会等との連携による災害時医療支援体制の整備を推進する。[国、道、町、民間]

【2-3-2】災害時における福祉的支援

脆弱性評価

○社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設管理者に対して、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄を促していく必要がある。

○災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の整備を図る。[道、町、民間]

【2-3-3】防疫対策

脆弱性評価

○災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取組む必要がある。

○災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。[国、道、町]

※関連計画：大空町避難行動要支援者避難支援計画

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化

脆弱性評価

○災害訓練などを通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。

○災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練を通じた実施体制の検証や必要な見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備を推進する。[町]

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備

脆弱性評価

○業務継続体制について、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。

○災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、業務継続計画の策定による災害対応力の向上を図る。
[町]

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

脆弱性評価

○大規模自然災害が発生した際の災害応援体制の確保を図るため、北海道や他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

○災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援計画を策定することにより、他の自治体等からの支援を円滑に受けられる体制を整備する。[国、道、町]

※関連計画：大空町地域防災計画

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【4-1-1】石油燃料等供給の確保

脆弱性評価

○災害時の石油燃料等の安定確保のために、防災対策について北海道、他自治体、民間事業者との協力体制の構築を図る必要がある。

○災害時における住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る。[国、道、町、民間]

4-2 食料の安定供給の停滞

【4-2-1】食料生産基盤の整備

重点

脆弱性評価

○北海道の農業は高い食料供給能力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、北海道のみならず全国の食糧需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食糧供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、町としても耐震化や浸水対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

○平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を推進する。[国、道、町]

【4-2-2】農業の体質強化

重点

脆弱性評価

○現在、厳しい経営環境の中、担い手不足や労働力の確保などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

○農業における経営安定化対策や担い手確保対策など、持続可能な農業経営に資する取組みを推進する。[国、道、町]

○ICTの利活用による農作業の効率化・省力化、収益率の向上、農業技術の継承等を目指したスマート農業の実現に向けた取組みを推進する。[国、道、町、民間]

※関連計画：大空町農業振興地域整備計画

4-3 上下水道等の長期にわたる機能停止

【4-3-1】水道施設等の防災対策

重点

脆弱性評価

災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

○水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、導水管・送水管の多重化や耐震化などの施設整備や水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

○災害時においても安定的な給水を確保するため、浄水場や配水池などの水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても、送水管の多重化や基幹管路の耐震化を推進する。[町]

○災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。[町]

○計画的な施設改修や管路の更新により、老朽化対策を推進する。[町]

【4-3-2】下水道施設等の防災対策

重点

脆弱性評価

○災害時において下水道施設が被災した場合には、下水道利用者に大きな影響を及ぼすとともに、公共用水域への悪影響が懸念されることから、平成29年度に被災した下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（BCP）の策定を行った。今後も災害に強い下水道施設を整備するとともに災害時の危機管理を強化する必要がある。

○下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然防止し、安全で快適な生活を守るため、点検・調査から得られる老朽化した施設の異常箇所について、施設の重要度を加味し、優先度の高いものから計画的に老朽化対策を進める必要がある。

○下水道整備計画区域外においては、合併処理浄化槽設置助成を実施している。災害時に、生活排水等が公共用水域に流出することを防止するためにも合併処理浄化槽の設置を進める必要がある。

○災害により下水道機能が低下した場合においても業務を継続し、被災した下水道機能を早期に復旧させるため、業務継続計画の策定と同計画に基づく訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。[町]

○災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の防災対策を推進する。[町]

○老朽化が進む下水道施設について、更新や長寿命化を計画的に進めるとともに、適正な維持管理に努める。[町]

○下水道処理区域外において、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を推進することにより、生活排水の適切な処理を推進する。[町、民間]

※関連計画：大空町下水道ストックマネジメント基本計画

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-1】交通ネットワークの整備

重点

脆弱性評価

○災害時における広域交通の分断を回避するため、国道、主要道道のほか、地域間連絡道路を骨格となる道路として整備を推進する必要がある。

○災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路等の整備をはじめ、地域間を連結する幹線道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

[国、道、町]

【4-4-2】道路施設の防災対策、老朽化対策等

脆弱性評価

○橋梁の耐震化については、路線の重要度に応じて計画的に整備する必要がある。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「大空町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく着実な整備など、各施設に応じた適切な維持管理の必要がある。

○道路施設の点検と評価により必要な修繕を計画的に実施し、施設の長寿命化を図る。[町]

※関連計画：大空町橋梁長寿命化修繕計画

【4-4-3】 空港の機能強化

重点

脆弱性評価

○災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を空港が担うためには、平時より、女満別空港の機能向上に向けた施設整備などの取組みを推進することが必要である。

○空港施設の防災対策や新たな航空路線の開設、既存路線の拡充、再開等、機能強化と利便性向上に向けた取組みを推進する。[国、道、町、民間]

【4-4-4】 鉄道の機能維持・強化

脆弱性評価

○災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、北海道などの関係機関と連携し、必要な検討及び取組みを促進する必要がある。

○災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、関係機関と連携し、必要な検討・取組みを推進する。[国、道、町、民間]

5 経済活動の機能維持

5-1 中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【5-1-1】企業の業務継続体制の強化

脆弱性評価

○中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

○企業の業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続計画の普及啓発を行うとともに、災害時においても電力の供給が継続できる体制の整備を推進する。

[国、道、町、民間]

【5-1-2】被災企業への金融支援

脆弱性評価

○国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組みの支援についても検討する必要がある。

○災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定化を図るため、関係機関との連携による金融支援のセーフティネットの確保に向けた取組みを推進する。[国、道、町、民間]

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【6-1-1】森林の整備・保全

重点

脆弱性評価

○大規模災害等による森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の継続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。

○災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

○大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などを防止するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、森林が持つ水源の涵養、防災、減災、地球温暖化の防止などの多様な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する。[国、道、町、民間]

○エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

【6-1-2】農地・農業水利施設の保全管理

重点

脆弱性評価

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な管理を推進する。

[国、道、町]

※関連計画：大空町森林整備計画

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

重点

脆弱性評価

○早期の復旧・復興の妨げとなる災害時の大量の廃棄物を迅速・適切に処理するため、処理体制を構築する必要がある。

○大規模自然災害の発生時に復旧の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など廃棄物処理体制の整備を図る。[国、道、町]

※関連計画：大空町一般廃棄物処理基本計画

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

脆弱性評価

○大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会等との、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

○大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進めるため、建設業者との各種応援協定の締結により、町所管施設等の迅速な復旧体制を整備する。[町、民間]

【7-2-2】行政職員等の活用促進

脆弱性評価

○被災市町村への土木技術職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。

○災害時における北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取組みを推進する。[国、道、町]

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は、社会情勢の変化や「国土強靱化計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は2020年（令和2年）～2024年（令和6年）の5年間とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

2 計画の推進方法

（1） 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《施策毎の推進管理に必要な事項》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管課等、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の推進状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、大空町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【計画の進行管理】

